



長第 03140002 号
令和 4 年 3 月 1 4 日

各市町村長 様
(介護保険主管課扱い)

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課介護サービス指導室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の臨時的な取扱い
について (通知)

このことについて、別添のとおり県内の指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して
通知しましたので、御了知願います。

長寿社会課
介護サービス指導室 中西
TEL : 073-441-2527
FAX : 073-441-2523

長 第 03140002 号

令和 4 年 3 月 1 4 日

指定認知症対応型共同生活介護事業所管理者 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局

長寿社会課介護サービス指導室長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の臨時的な取扱い
について (通知)

平素は、本県の高齢者福祉行政に格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から、令和2年度中に外部評価の受審が必要な事業所について、令和2年9月2日付け長第09020002号により、令和3年3月末までの外部評価の受審期限を、令和3年6月末まで延長する旨お知らせしているところです。

これにより、毎年の受審期間が変更になった事業所について、下記の取扱いとしますので、改めてお知らせいたします。

なお、外部評価機関による評価ではなく、運営推進会議による第三者評価を実施している事業所については、所管の市町村にご相談願います。

記

1. 受審期限

① 5年間受審継続の事業所

今回の受審期間については、令和2年度分を受審した日から1年間とする。

(例) 令和3年2月受審予定のものを令和3年6月30日に延期し、受審した場合、今回の受審は1年後の令和4年6月30日までに行うものとする。

② 2年に1回の隔年適用を受けている事業所

今回の受審期間については、令和2年度分を受審した日から2年間とする。(この期間に隔年適用の申請書を1度提出する必要あり)

(例) 令和3年2月受審予定のものを令和3年6月30日に延期し、受審した場合、令和4年6月30日まで隔年適用の申請書を提出し、今回の受審は2年後の令和5年6月30日までに行うものとする。

2. 外部評価の実施方法

令和2年度から引き続き、下記のとおりとします。

- ・感染症対策を徹底した上での訪問調査を原則とする。
- ・ただし、一時的に評価機関及び受審予定の地域密着型サービス事業所との協議により、訪問調査以外の方法（書面審査、電話調査及びオンライン調査等）により外部評価を実施しても差し支えないものとする。

長寿社会課 介護サービス指導室 中西

TEL : 073-441-2527

FAX : 073-441-2523